

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 12 日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局経済課
厚生労働省保険局医療課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべき
ガイドライン」に関する質疑応答集（Q & A）について

医療用医薬品の流通改善については、平成 30 年 1 月 23 日付けで「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）を発出し、平成 30 年 4 月 1 日から適用しているところです。

今般、流通関係者が流通改善ガイドラインに則した取り組みを行う上での主な留意点について、別添のとおり質疑応答集（Q & A）を作成しましたので、貴団体会員等に対し周知をお願いいたします。

(別 添)

Q 1 : 流通改善ガイドライン 2 (1) 「適切な一次仕切価の提示に基づく適切な最終原価」について、不適切な最終原価を教えてください。

A 1 : 例えば、最終原価に各卸売業者が負担する流通コストと消費税を加えた結果、薬価を上回ってしまうようなものを設定すると、当事者間の交渉の長期化により、未妥結・仮納入を助長したり、医薬品の安定供給を阻害するおそれがあります。このような最終原価の設定は不適切だと考えられます。

Q 2 : 流通改善ガイドライン 3 (3) 中「医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉」とは、具体的にどのようなものをいいますか。

A 2 : ガイドラインにも記載のとおりですが、例えば、価格交渉に関与する一部のコンサルタント業者などが行っているような未妥結・仮納入を助長しかねない全国一律のベンチマークを用いた値引き交渉は、医薬品の安定供給を阻害するものと考えられます。

現に交渉が行き詰まった場合は、厚生労働省の相談窓口までご連絡ください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/drugryutsukaizen/main/>

Q 3 : 単品単価契約を進めるための取り組みを教えてください。

A 3 : 個々の医薬品の単価が掲載された覚書による契約が効果的です。

併せて、年間契約などより長期の契約を結ぶことも、効果的だと考えられます。未妥結減算制度の報告対象期間である 4 月～9 月の間のみ単品単価契約を締結し、それ以降に総価契約を締結することは、未妥結減算制度の趣旨に反しており、また、その交渉が煩雑化し医薬品の安定供給にも支障を来しうるため、望ましくありません。